

(4) 公益財団法人とっとりコンベンションビューロー 給与等状況報告書

1 職員給与の状況 (令和7年度)

職員数	給 与 費			
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
24 人	85,568 千円	13,228 千円	31,588 千円	130,384 千円

(注) 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (令和8年4月1日現在)

一般職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
313,814 円	370,263 円	44 歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当(期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当)とを合計したものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況 (令和8年4月1日現在)

区 分		初 任 給	備 考
一般職	大学卒	その者の職と責任及び学歴、職歴、経験年数、その他の事情を考慮し、理事長が決定する。	
	高校卒		
任期付一般職	大学卒		
	高校卒		

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和8年4月1日現在)

区 分 \ 経験年数		5 年	10年	20年	30年	備考
一般職	大学卒	256,900 円	— 円	— 円	385,400 円	
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況（令和8年4月1日現在）			
区 分	内 訳		
期末手当 勤勉手当 (県の規定に 準ずる)	〔支給割合〕		
	区 分	期末手当	勤勉手当
	6 月期	1.2625 月分	0.9475 月分
	12月期	1.2625 月分	0.9475 月分
	計	2.525 月分	1.895 月分
	職制上の段階、職務の 級等による加算措置 有		
	〔令和7年度実績〕		
	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給年額
	31,587,771 円	24 人	1,316,157 円
	退職手当	〔支給率〕	
退職金の支給は独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部との間に退職金共済契約を締結することにより行い、退職手当の額は、掛金月額と掛金納付月数に応じ、中小企業退職金共済法に定められた額とする。			
(その他の加算措置)			
定年前早期退職特例措置 無			
〔令和7年度実績〕			
1人当たりの平均支給額		5,607,070 円	
時間外勤務手当	〔令和7年度実績〕		
	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給年額
	3,617,358 円	19 人	190,387 円

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
管理職手当	一定の管理又は監督の地位にある職員	事務局長	65,000 円
		事務局次長、館長	55,000 円
		副館長	50,000 円
		課長	45,000 円
		専任課長	35,000 円
扶養手当 (県の規定に準ずる)	扶養親族を有する職員	〔令和 7 年度実績〕	
		支給総額	1 人当たり 平均支給月額
		3,760,000 円	8 人
住居手当 (県の規定に準ずる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、 最高 27,000 円まで支給
		イ 単身赴任手当受給者で 配偶者に居住させるため 借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額
		〔令和 7 年度実績〕	
		支給総額	1 人当たり 平均支給月額
		1,932,000 円	7 人

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
通勤手当 (県の規定に 準ずる)	交通機関等を利用し、又は自動車等を使用して通勤している職員	支給額	以下のア～オの金額の合計（上限150,000円）
		ア 交通機関等利用者	次の①又は②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 1,700 円から 53,100 円の範囲内で支給
		ウ 特別急行列車等利用者	特別急行料金、高速自動車国道等特別料金等の額を加算
		エ 駐車料金を負担している場合	駐車場の利用に係る料金を実費支給（1月当たり5,000円を上限とする。）
		オ ノーマイカー運動に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、1月当たり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給
	〔令和7年度実績〕		
		支給総額	支給職員数 1人当たり平均支給月額
		2,316,500 円	22 人 8,775 円
特殊勤務手当	緊急事案発生時の通報等への対応業務に従事する職員	正規の勤務時間外に公用携帯電話の所持により緊急事案発生時の通報等への対応業務に従事した場合は、1月当たり 3,000円を支給	
		〔令和7年度実績〕	
		支給総額	支給職員数 1人当たり平均支給月額
		108,000 円	3 人 3,000 円

6 役員の報酬等の状況（令和8年4月1日現在）			
区 分	給料・報酬月額	期末手当	備 考
常勤役員1号俸	275,000 円	なし	理事長が理事会の承認を得て決定
常勤役員2号俸	325,000 円		
常勤役員3号俸	375,000 円		
常勤役員4号俸	425,000 円		
職員を兼ねる 常勤役員 1号俸	65,000 円		職員としての給与は給与規程により支給
職員を兼ねる 常勤役員 2号俸	75,000 円		
非常勤理事長	100,000 円		100,000円を上限に理事長が理事会の承認を得て決定
非常勤役員・ 評議員	1回につき9,200円		
非常勤役員 (監事)	会計監査1回につ き30,000円		
〔令和7年度実績〕			
①常勤役員			
支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額 (期末手当等を含む)	
1,500,000 円	2 人	62,500 円	
②非常勤役員			
支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額	
1,591,200 円	14 人	9,471 円	
7 嘱託職員・非常勤職員等の報酬等の状況（令和8年4月1日現在）			
区 分	給料・報酬月額	期末手当	勤勉手当
非常勤職員	184,960 円以上	6月期 1.40 月分 12月期 1.40 月分	なし
〔令和7年度実績〕			
1人当たりの平均支給月額 210,079 円			
(注)常勤的な勤務形態の職員の報酬等の状況を記載しています。			

8 給与制度の変更

(1) 変更内容

区 分		変 更 後	変 更 前	変 更 理 由
職員給料表	1 級	1 ～48号給 193,600円～252,400円	1 ～48号給 179,400円～241,100円	県の制度の改正を参考とした給料水準の引き上げのため
	2 級	1 ～48号給 239,400円～286,600円	1 ～48号給 224,300円～275,700円	
	3 級	1 ～61号給 272,300円～340,300円	1 ～61号給 257,700円～326,900円	
	4 級	1 ～64号給 297,800円～382,500円	1 ～64号給 284,500円～371,200円	
	5 級	1 ～75号給 318,200円～404,300円	1 ～75号給 310,300円～394,100円	
	6 級	1 ～73号給 366,700円～435,700円	1 ～73号給 355,600円～425,000円	
期末手当 勤勉手当		6 月 期末 1.2625月分 勤勉 0.9475月分 12月 期末 1.2625月分 勤勉 0.9475月分	6 月 期末 1.250月分 勤勉 0.910月分 12月 期末 1.275月分 勤勉 0.985月分	県の制度に準じた改定
扶養手当		子 13,000円	子 11,500円 配偶者 3,000円	県の制度に準じた改定

区 分	変 更 後	変 更 前	変 更 理 由
通勤手当	支給額 以下のア～オの金額の合計（上限150,000円）	支給額 以下のア～ウ及びオの金額の合計（上限150,000円）にエの額を加算した金額	県の制度に準じた改定
	ア 交通機関等利用者略	ア 交通機関等利用者略	
	イ 自動車等使用者略	イ 自動車等使用者略	
	ウ 特別急行列車等利用者略	ウ 特別急行列車等利用者略	
	エ 駐車料金を負担している場合 駐車場の利用に係る料金を実費支給（1月当たり5,000円を上限とする。）	エ 駐車料金を負担している場合 （駐車場代の加算） 通勤のため4輪の自動車を使用し、駐車場として公署の敷地を利用する場合には、当該利用に係る1月当たりの職員負担額が5,000円を超え ることとなると任命権者が認める公署に勤務する職員に支給（1月当たり1,000円を上限とする。） （パークアンドライド） 公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金に相当する額を支給（1月当たり3,000円を上限とする。）	
	オ ノーマイカー運動に参加する場合略	オ ノーマイカー運動に参加する場合略	
(2) 適用日 令和8年4月1日			